

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	聴覚障がい者向け映像資料等貸出事業
発 注 課	保) 障がい保健福祉部 障がい者更生相談所（視聴覚障がい者情報センター）
選 定 事 業 者	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において、社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与する字幕・手話を付加した映像資料の貸出、情報機器紹介及びパソコンの操作方法等の指導等の業務を行うものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションがとれる人材の確保ができること 2 安心して相談ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の就労に必要な情報について適切な選択、提供が可能であることがあげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者や障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。 また、当事業について、ビデオ貸出は昭和62年度から、その他は平成17年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまで適正かつ誠実に履行されている実績がある。 当該事業者のほかに上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和7年2月18日